

【株式会社の定款記載例 1（小規模な会社）】

※ 赤字部分 …… 必須（絶対的記載事項）

株式会社〇〇〇〇定款

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

（注）商号には、「株式会社」という文字を含むことが必要です。

（注）商号には、漢字、ひらがな及びカタカナのほか、①ローマ字（A（a）からZ（z）までの大文字及び小文字）、②アラビア数字（0 1 2 3 4 5 6 7 8 9）、③6種の符号（「&」（アンパサンド）、「'」（アポストロフィー）、「,」（コンマ）、「-」（ハイフン）、「.」（ピリオド）及び「・」（中点））を使用することができます。これに対し、「α」（アルファ）、「Ⅲ」、「（ ）」（括弧）等は、商号に使用することができません。詳しくは、法務省のホームページ「商号にローマ字等を用いることについて」（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji44.html>）を御覧ください。

（注）上記③の6種の符号は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができ、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」（ピリオド）については、省略を表すものとして、商号の末尾に用いることもできます。

（注）商号中に空白（スペース）を用いることはできません。ただし、ローマ字の複数の単語の間を区切る場合には、これが許されています。

（注）登記された同一商号の会社の本店が同じ住所にあると、登記ができません。商号の調査については、法務省のホームページ「オンライン登記情報検索サービスを利用した商号調査について」（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html）を御覧ください。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 ××の輸入及び販売
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（注）「目的」は、「1」、「2」、「3」等と記載するのが登記先例となっ

ています。

(注) 許認可の必要な事業も業務に含めることができます。ただし、法文どおりの事業名を記載しておかないと、許認可申請時に受理されないことがあります。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(注) 定款に定める本店所在地は、最小行政区画（市町村、東京都の特別区）の記載で足りません。将来、最小行政区画内で本店を移転した場合に、定款を変更しなくてもよいように、実務的には、最小行政区画の記載にとどめることが多いです。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(注) 会社がどれだけの株式を発行できるのかという枠であり、第26条の設立時当初に発行する株式数とは異なります。発行株式総数は、会社の将来の発展性を考慮し、通常、第26条の設立時発行株式数よりも相当程度多い数を記載します。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(注) 取締役の承認ではなく、株主総会の承認とすることもできます。なお、「当社の承認」と記載した場合には、株主総会が承認機関になります。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時

に基準日を定めることができる。

(注) 会社法第124条の基準日制度に関する規定です。

(注) 「最終の株主名簿」というのは、事業年度末日の1日の終わりの名簿という趣旨です。

(株主の氏名等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、1名とする。

(取締役の資格)

第17条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があると

きは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第23条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第24条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和〇年3月末日までとする。

(注) 最初の事業年度が1年を超えるものは、認められません(会社計算規則第59条第2項)。

(設立時取締役)

第25条 当社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 ○○○○

(発起人の氏名ほか)

第26条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式

と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 〇〇〇〇 10株、金100万円

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社〇〇〇〇設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇〇月〇〇日

発起人 〇〇〇〇 印

【電子定款の場合の末尾の記載例】

以上、株式会社〇〇〇〇設立のため、発起人〇〇〇〇の定款作成代理人〇〇〇〇は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和〇年〇〇月〇〇日

発起人 〇〇〇〇

上記発起人の定款作成代理人

住 所

〇〇〇〇